

東京農工大学 e ラーニングコンテンツ利用許諾等に関する規程の一部改正 (案)

現行	改正案
<p>本則 (コンテンツの著作権) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用については、<u>大学教育委員会</u>で審議するものとする。</p>	<p>本則 (コンテンツの著作権) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用については、<u>教育・学生生活委員会</u>で審議するものとする。</p>

附 則 (規程第 70 号)

この規程は、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。